

# 【講演抄録】

平成 30 年 10 月 17 日

高松サポート合同庁舎 南館 1 階 南 101 大会議室

平成 30 年度 認知症セミナー

## 行政説明「認知症施策の推進について」

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長補佐 井上宏

- ・ 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）に向け、認知症施策は国を挙げての取組みがなされている。また、その取組みは省庁横断的に取り組むことはもとより、民間部門や地域住民を含め幅広く進めることが必要。
- ・ 厚労省としては、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の市町村への配置事業などを通じ、認知症への取組みとして重要な早期診断・早期対応のための体制整備を進めている。
- ・ 認知症カフェなど各種事業については単に実施するだけでなく、厚労省や関係機関が発出している好事例などの資料も参考に、当事者本人やその家族などが参加しやすい雰囲気づくりなど、事業がより良く継続する工夫を凝らしてほしい。
- ・ 本人ミーティングの開催の支援を行うとともに、ミーティングへ自治体職員が参加することにより、当事者本人の視点を持ち、施策の実施に生かしてほしい。
- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の進捗状況は、当事者本人や家族の意見を聞きながら、随時点検を実施していくこととしている。
- ・ 当事者本人が他の当事者の相談等を行う「ピアサポート活動支援事業」などの、新しい取組みも検討しているところである。
- ・ 厚労省としても、自治体の方々とともに当事者本人や家族がより良く暮らせるための施策の推進に努めていきたい。

### 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要

～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（平成29年7月6日(一部修正)

- ・ 新プランの対策期間(計画)は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年まで、策定時の数値目標(介護保険事業計画)に合わせて2017(平成29)年度末等で設定されていたことから、第1期計画の策定に合わせ、平成30年度末までの数値目標に更新

### 新オレンジプランの基本的考え方

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群、高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加(2025年度の推定455万人(約7人に1人)⇒2035年度の推定700万人(約2人に1人))
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

### 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同で策定
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

### 七つの柱

- 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- 2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 3 若年性認知症施策の強化
- 4 認知症の人の介護者への支援
- 5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- 6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- 7 認知症の人やその家族の視点の重視

### 認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

#### II 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

##### ③早期診断・早期対応のための体制整備<認知症初期集中支援チームの設置>

- 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームの設置を推進。このほか、早期診断の際に地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を推進。【厚生労働省】

【事業名】 認知症初期集中支援推進事業  
【実施目標値】 2017(平成29)年12月末、1,105市町村 ⇒ 2018(平成30)年度へすべての市町村で設置

### 本人ミーティングを知る

#### ★本人ミーティングとは

認知症の人やその家族、介護者などが集まり、認知症の理解を深め、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進を図ります。

#### ★なぜ、本人ミーティングが必要?

本人、 認知症の人、 介護者、 家族、 関係機関、 行政

- 本人の意見が反映される
- 認知症の理解が深まる
- 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進が図れる
- 認知症の人やその家族の視点の重視が図れる
- 認知症の人やその家族の意見が反映される
- 認知症の理解が深まる
- 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進が図れる
- 認知症の人やその家族の視点の重視が図れる

認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進を図ります。

### 終わりに

- 認知症高齢者等にやさしい地域の実現には、国を挙げた取組みが必要。  
⇒ 関係省庁の連携はもとより、行政だけでなく民間セクターや地域住民自らなど、様々な主体がそれぞれの役割を果たしていことが求められる。
- 認知症への対応に当たっては、素に一歩先んじて何らかの手を打つという意識を、社会全体で共有していかなければならない。
- 認知症高齢者等にやさしい地域は、決して認知症の人だけにやさしい地域ではない。  
⇒ コミュニティの繋がりがこそがその基盤。認知症高齢者等にやさしい地域づくりを通じ地域を再生するという視点も重要。
- 認知症への対応は今や世界共通の課題。  
⇒ 認知症ケアや予防に向けた取組についての好事例の国際発信や国際連携を進めることで、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを世界的に推進。
- 本戦略の進捗状況は、認知症の人やその家族の意見を聞きながら随時点検。  
⇒ 医療・介護サービス等の提供に關し、個々の資源に係る数値目標だけでなく、これらの施策のアウトカム指標の在り方についても検討し、できる限りの定量的評価を目指す。  
⇒ これらの点検・評価を踏まえ、本戦略の不断の見直しを実施。